

職場における熱中症対策事例を紹介します

梅雨が明け
これから夏本番

R7.6 作成



厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

長崎労働局
長崎労働基準監督署

製造業

熱中症対策導入事例

安衛則第 612 条の 2 第 1 項

熱中症の応急処置

こんな症状が出たら

- 体温が高い
- 大量の発汗
- 頭痛・吐き気
- めまい
- 気分が悪い
- 力が入らない
- 水分を自分で摂取できない・意識がない→すぐに救急搬送

【まず処置】

- 1 すぐに涼しいところに避難させる
- 2 衣服をゆるめ、靴を脱がせる
- 3 体表部を水でぬらして、うちわで風を送る
- 4 スポーツ飲料等の水分を取らせる
- 5 首まわり・わきの下・太ももの付け根を冷たいもので冷やす
- 6 足を高く上げ、手足の先から中心部に向けてマッサージする

【回復後のフォロー】

- ・家族がいる場合：家族が2時間ごとに体温チェック
- ・独身の場合：2時間ごとに会社の担当が電話で体温をチェック
- ※異常時は会社へ連絡

安衛則第 612 条の 2 第 2 項

救急隊要請のガイドライン

熱中症を疑う症状はありますか？

Yes ↓ 意識はありますか？

Yes ↓ 水分を自分で摂取できますか？

Yes ↓ 水分・塩分を摂取させてください

回復しましたか？

No ↓ 救急隊を要請してください

No ↓ 救急隊を要請してください

No ↓ 救急隊を要請してください

自力で摂取できない

涼しい環境へ避難させてください
脱衣させ、冷湿してください

涼しい環境へ避難させてください
脱衣させ、冷湿してください

救急搬送の連絡先 119 番

TEL 3

TEL 3

(事業所の取組紹介)

・熱中症は屋外だけでなく、屋内でも多く発症しています。本事業場では右の事例以外にも「作業者全員に空調服の支給」、「屋外の工場屋根にスプリンクラーの設置」、「WBGT 機器の設置」など多くの熱中症対策に取り組んでいます。

アラートバンド



- ・入社3年未満の未熟練者に対し支給。
- ・「色」、「音」、「振動」で熱中症の危険性をリアルタイムで注意喚起

大型水冷扇



- ・外気温より約3℃低い冷風を生成し、10m先まで送風



(監督署のコメント)

入社して経験の浅い労働者は上司に熱中症の自覚症状の申し立てが難しく、熱中症のリスクが高まるとの観点から支給されており、熱中症対策として有効な手段の一つです。

休憩室（工事前）



休憩室（工事後）



熱中症対策導入事例

(事業所の取組紹介)

・建設業は熱中症の災害件数の最も多い業種となります。本事業場では規則改正に伴い、本社で熱中症の対応・連絡表のフォームを作成し、全ての現場で周知・啓発するよう指示しています。また、右事例は建築部門の危険予知活動表ですが土木部門は異なる定型フォームを作成し、現場に即した熱中症対策を講じています。



(監督署のコメント)

危険予知活動表の中で「体調確認」を入れることで、お互いが意識的に確認できるので熱中症対策の有効な手段の一つです。

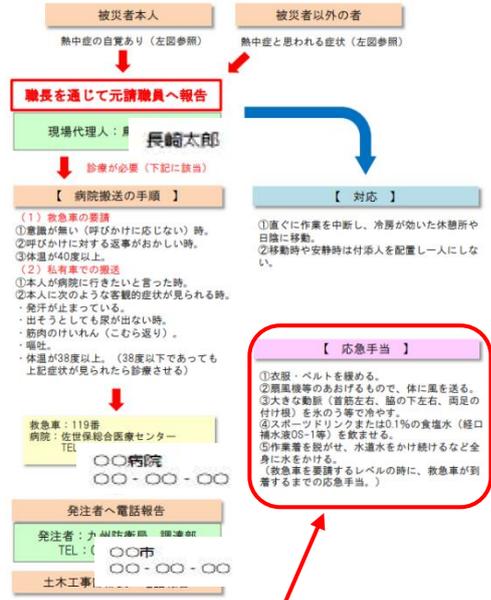
**熱中症は死につながる、危険な労災です。
我慢する・頑張る必要はありません！
早めに申告することを徹底して下さい。**

熱中症を重症化させない為に

- 下記の症状が朝礼時に感じられたり作業中に出たら、必ず西海建設職員に申し出て下さい。
- 西海建設職員及び職長は下記の症状の報告を受けた時は作業は行わず、涼しい所で熱中症の処置を行う事。また、休憩させる時は発症者を一人にせず、必ず誰かを付き添わせる事。
- 朝礼時には、下記症状以外に寝不足、深酒、糖尿病、高血圧、心疾患が無いの確認する事。

重症度	症状
小 I 度 	めまい・立ちくらみ けいれん 汗が流れてもさらけて出てくる
中 II 度 	吐き気がする 頭がガンガンする 体がだるい
大 III 度 	呼びかけへの反応がおかしい 体にひきつりがある まっすぐに歩けない 体温が高い 意識がない

熱中症発症時の対応・連絡網



応急手当の欄の記載も設け、安衛則第612条の2第2項も網羅しています。

危険予知活動表

各業者指定箇所に掲示する事！
脚立使用 有・無

元請確認欄	危険度 (重大性と可能性に対する総合評価)		重大性(事故の程度)		
	高 (6ヶ月に1回程度)	大	重大 (死亡・障害)	中程度 (休業災害)	軽度 (不休業災害)
元請安全指示事項	高い (6ヶ月に1回程度)	大	大	大	中
※定期又は臨時の体調確認を行ったこと	普通 (1年に1回程度)	中	大	中	小
	低 (年ごに1回程度)	小	中	小	小

会社名	リーダ氏名	化学物質取扱の有無	元請安全
作業日	令和5年 月 日 (曜日)	保護具使用の有無	指示事項
作業内容	天候	保護員着用管理責任者名	
※三大災害発生の恐れのある作業は○で囲むこと。		本日	
項目		重点目標	
例	○をする時 (行動内容を記入)	◎にして (危険行動等を記入)	◎にする (事故発生等を記入)
①	型枠組立をする時	安全帯をせずに足場から身を乗り出して	型枠と足場の隙間に墮落する
②			
③			
◎上記の危険箇所でケガをしない為にどうするか？危険な行動にならないようにどうするか？			
例	大	だから～の時は 型枠と足場の隙間をブランク足場で最少にし、身を乗り出さなければならぬ時は安全帯を使用して	◎をする 型枠を組み立てる
①	大	だから、上記①の作業の時は	◎をする人は？ 全員
②	大	だから、上記②の作業の時は	
③	大	だから、上記③の作業の時は	
有資格者の確認			
点検項目	床材等の緊結部の手摺りの幅木の脚部の補強材のつり索等	その他	点検者
足場の点検	取付状況	取付状況	安全帯取付設備
組立後・悪天候後等	取付状況	取付状況	開口部等防護設備
補修の措置内容	取付状況	取付状況	作業員
作業開始前	取付状況	取付状況	名

※熱中症に関するチェック項目に該当する場合は「×」、問題なければ「○」を記入。
※「×」がある場合は西海職員に報告を！
※昼食・15時休憩時の体調確認は、熱中防止後確認期間(6/1～10/31)に実施する。
※熱中症に関する危険状態チェック項目(チェック項目は01号～03号)

「朝礼時の体調」、「15 時休憩時の体調」で体調確認を行うようにしています。(自覚症状、他覚症状の確認)

